

**新型コロナウイルス感染症にかかる職員の対応について**

職員間における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、職員が感染した場合等の対応について、以下のとおり取り扱うこととする。

**(1) 新型コロナウイルス感染症に感染した職員等**

- ・感染した職員は、保健所からの入院勧告等の指示に従ってください（※1）。
  - <濃厚接触した職員>
    - ・発熱等の風邪症状がある職員は、所属長に連絡の上、出勤せず（※1）に保健所等の指示に従ってください。
    - ・発熱等の風邪症状がない場合にも、出勤するか所属長と十分相談してください（所属長は休暇の取得（※2）やテレワークの実施を強く勧奨）。ただし、事情によりやむを得ず出勤する場合は、体調管理を徹底し、マスクの着用など感染防止対策を行ってください。
  - <濃厚接触はないが、同じ職場（課）の職員>
    - ・体調管理を徹底し、マスクの着用など感染防止対策を行ってください。
    - ・可能な限り休暇の取得（※3）やテレワークの実施を勧奨します。
    - ・同一職場（課）内で、複数の職員が感染した場合は、感染拡大防止の観点から同一職場（課）内の全職員を濃厚接触者として取り扱うこととします。

**(2) 新型コロナウイルス感染の疑いが認められる職員等**

- <感染の疑いが認められる職員（注）>
  - ・出勤せず（※1）に保健所等の指示に従ってください。
- <感染した者又は感染の疑いが認められる者（注）と同居している職員>
  - ・出勤せず（※1）に保健所等の指示があれば、その指示に従ってください。

（注）「感染の疑いが認められる」の定義

- ・感染者と濃厚接触があった者で、発熱等の風邪症状が見られるとき。
- ・37.5℃前後の発熱が4日程度続くなど、感染の疑いがある者で、新型コロナ受診相談センター等から医療機関への受診を勧められたとき。

**(3) 風邪の症状等がある職員**

- ・次の症状がある職員は新型コロナ受診相談センター等に相談してください。
  - ・風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続くとき。
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるとき。
- ・風邪の症状等がある職員は、所属長と相談の上、可能な限り休暇を取得（※3）し、外出を控えるようにしてください。

- 【上記職員の休暇の取扱い】
- ※1 特別休暇
  - ※2 年次有給休暇。ただし、年次有給休暇がない場合は、職務免除（無給）
  - ※3 年次有給休暇

**《その他、職員の勤務等の留意点》**

- ・各部局においては、職員が感染した際には、感染状況などに応じて、業務の運営や体制について十分調整を図ってください。
- ・職員においては、感染拡大防止を図るため、業務に支障のない範囲で、時差出勤やテレワークの制度を積極的に利用してください。